

平成28年 第11回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成28年 第11回 共和町農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|------------------|--|---------|----------|-----------------|---------|----------|
| 開会及び 閉会日時 | 開 会 平成28年10月27日(木) 午後1時30分 閉 会 平成28年10月27日(木) 午後1時58分 | | | | | |
| 場 所 | 共和町役場本庁舎 2階 大会議室 | | | | | |
| 出席及び 欠席委員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 小笠原 敏 雄 | 出席 | 11 | 高 橋 正 志 | 出席 |
| | 2 | 長 門 強 | 出席 | 12 | 水 戸 政 春 | 出席 |
| | 3 | 天 坂 左太雄 | 出席 | 13 | 小 野 公 志 | 出席 |
| | 4 | 菊 池 利 昌 | 出席 | 14 | 北 井 清 春 | 出席 |
| | 5 | 西 本 峯 雄 | 出席 | 15 | 森 孝 之 | 出席 |
| | 6 | 森 下 昭 夫 | 出席 | 16 | 石 田 吉 光 | 欠席 |
| | 7 | 岡 田 政 則 | 欠席 | 17 | 川 上 芳 浩 | 出席 |
| | 8 | 澤 田 邦 子 | 出席 | 18 | 上 川 洋 一 | 出席 |
| | 9 | 澤 田 博 人 | 出席 | 19 | 菱 沼 昇 | 出席 |
| 10 | 浦 口 義 之 | 欠席 | 20 | 今 村 俊 一 | 出席 | |
| 事 務 局 (説明員) | 氏 名 | | 出欠 の別 | 氏 名 | | 出欠 の別 |
| | 事務局長 | 原 子 富 行 | 出席 | 農地係 | 高 松 大 輝 | 出席 |
| | 農地係長 | 堤 秀 人 | 出席 | | | |
| 議 事 録 署名委員 | 8 番 澤 田 邦 子 委員 | | | 17 番 川 上 芳 浩 委員 | | |
| 日 程 | 順 序 及 び 件 名 | | | | | |
| 第 1 | 議事録署名委員の指名について | | | | | |
| 第 2 | 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について | | | | | |
| 第 3 | 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | | | | | |
| 第 4 | 議案第2号 現況証明願について | | | | | |
| 第 5 | 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について | | | | | |
| 第 6 | 議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について | | | | | |

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 28 年第 11 回共和町農業委員会総会を開催致します。
7 番 岡田委員、10 番 浦口委員、16 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。
通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。
共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、8 番 澤田邦子委員、17 番 川上委員を指名致します。
では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、事務局より報告願います。

○事務局

農地転用の許可申請につきましては、総会での決定後、北海道農業会議への意見聴取を経て許可を行っているところですが、先般、許可を行ったことについて許可後の総会で報告することが望ましいとの情報提供が農業会議からありましたので、今回からこのような形で報告させていただくものです。

今回の報告は 2 件になります。

(報告第 1 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。
以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についての報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は 2 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

1 番の申請地は、国道 229 号線から西へ約 300 m 先の、町道浜中二号線沿いに位置しておりまして、今年 3 月に許可を行い、現在採取を

行っている場所の隣接地を新たに採取するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は2,455㎡で、他に表土置場や運搬路などを含めると、所要面積は合計4,403㎡となります。また、砂採取量は6,889立米となっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地の一部は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可できる案件になります。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られることから、当該地の転用はやむを得ないと判断します。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておまして、許可となる見込みです。先週20日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として澤田博人委員と高橋委員が参加しております。

北海道農業会議への意見聴取の回答は11月28日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。

2番の申請地は、国道229号線から東へ約200m先の、町道梨野舞納神社線沿いに位置しており、こちらも砂採取による一時転用の申請になります。

砂採取事業の掘削区域面積は5,706㎡で、他に表土置場や運搬路などを含めると、所要面積は合計14,548㎡となります。また、砂採取量は17,709立米となっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、2m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地は農用地区域内農地となりまして、1番の案件と同様、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。

周辺一帯は浜中地域に属していることから砂地であり、砂採取できる場所は限られることから、当該地の転用はやむを得ないと判断します。

また、この申請と併せて、砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておまして、許可となる見込みです。1番の案件と同じく、先週20日に現地打合せを行っておまして、澤田博人委員と高橋委員が参加しております。

こちらも北海道農業会議への意見聴取の回答は11月28日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第4 議案第2号 現況証明願について

○議長

次に、日程第4 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、道道蕨岱国富停車場線から町道神恵川二号線へ入って300m先の、町道灌漑溝線沿いに位置しておりまして、役場からは約3.5kmになります。

申請地の南側には、最近まで昭和29年に建設された願出人の住宅が建っており、古くから宅地化されておりました。既に願出人は札幌のお子さんの元へ転出していることから、住宅は最近取り壊されまして、現在は昭和43年に建てられた車庫のみが残っている状況です。

また、宅地部分以外は畑として利用されておりましたが、傾斜地で火山灰土という悪条件のため、10年程前から耕作されておらず、原野化している状況です。

現地調査の結果、非農地化となつてから長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、10月21日に、西本委員、長門委員、森下委員の3名で実施しております。

なお、この土地の一部は、農振地域の農用地区域内になりますので、開発行為には農業振興地域の整備に関する法律による知事許可が必要となる旨の附記事項をつけて証明することになります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回は、貸借が1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

こちらにつきましては、借主が秋おこしを行う為に早めの貸借を希望していることから、今月の案件となったものです。

借賃につきましては、来年からの支払いということで双方合意していると伺っております。

計画要請の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断します。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第6 議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について

○議長 日程第6 議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

遊休農地解消に向けた事務手続につきましては、国からの通知の中で、農地パトロールで再生利用が困難と判定され、農地としての再生を目指さない土地については、農業委員会で速やかに非農地判断を行い、非農地通知を所有者及び関係機関に送付することとされておりまして、全国的に守るべき農地の明確化が進められている状況です。

これを受けまして、当農業委員会としても、再生利用困難な農地について非農地判断を行うべく、昨年より所要の手続きを進めてきたところです。

このたび非農地判断を行うことになった農地は3件になります。

(議案第1号、議案書を朗読)

1番はワイスの国道5号線と町道第二盤ノ沢線の間位置しております。

登記地目はワイス●●●番地●が畑、ワイス●●●番地×が田ですが、どちらも共済図面に載っていることから、現況地目は田という扱いになります。

この土地は、以前はA氏が所有し耕作されておりましたが、平成18年にA氏が亡くなったことから、子である現在の所有者に相続されております。現状としては、雑木が生え、山林・原野化している状況です。

こちらについては、昨年の農地パトロールで遊休化していることを発見し、再生利用可能な荒廃農地として公表を行ったところです。

その後、昨年12月に所有者へ利用意向調査を行い、お二人から農業上の利用の意思がない旨回答があったことから、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告しまして、機構にもその旨通知しましたが、機構か

ら借入れを拒否されております。これを受けて、7月26日に天坂委員、小笠原委員、今村委員の3名で農地パトロールを実施し、再生利用困難な農地と判定されたことから、このたびの非農地判断となったものです。

次に、2番は1番の南東側の町道第二盤ノ沢線沿いに位置しております。

登記地目はワイス×××番地●が田、ワイス×××番地×が畑ですが、どちらも共済図面から除外されており、現況は畑扱いになります。

この土地は、以前はB氏が所有し耕作されておりましたが、平成10年にB氏が亡くなったことから、子である現在の所有者に相続されております。現状としては、原野化し、一部雑木が生えている状況です。

こちら昨年農地パトロールで遊休化していることを発見し、公表を行ったところです。

昨年12月に利用意向調査を行い所有者に農業上の利用の意思がないことを確認し、機構と協議すべきことを勧告しましたが、機構に借入れを拒否されております。その後、7月26日に農地パトロールを実施し、再生利用困難な農地と判定しております。

続いて3番は上梨の町道第二上梨野舞納線沿いに位置しております。登記地目は畑で、農用地区域内農地となります。

この土地は、以前はC氏が所有しておりましたが、平成16年にC氏が亡くなったことから、妻である所有者に相続されております。

現状としては、木は生えておりませんが、かなりの傾斜地であることから借り手がおらず、原野化している状況です。

こちらについては以前から遊休農地として公表されておりましたが、制度改正により、農地中間管理機構を通して貸し付け等を行うか、機構に拒否された場合は速やかに非農地判断を行うことになったことから、昨年12月に利用意向調査を行い、本年の機構との協議の勧告を経て、機構に借入れを拒否されたことを受けまして、7月21日に農地パトロールを菊池委員、高橋委員、水戸委員の3名で実施し、再生利用困難な農地と判定しております。

最後に非農地として決議いただいた後の流れですが、明日付けで対象地の所有者に対して非農地通知書を送付します。所有者は、この通知をもって法務局で地目変更登記手続きが可能になりますが、手続きの強制はできませんので、要請という形になります。

また、関係機関である、法務局、役場産業課、役場税務課及び後志総合振興局農務課に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。

その後、事務局で農地台帳を整理し、今後は非農地として取り扱うこととなります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

再生利用が困難と判定された農地について、非農地として判断するこ

とに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、非農地として判断することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成28年第11回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 5 8 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年10月27日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 8 番 澤 田 邦 子 印

議事録署名委員 17 番 川 上 芳 浩 印